

## 第 67 回堺市緑化祭キッチンカーの出店者募集要項

### 1. 目的

堺市のシンボルパークである大仙公園を周遊し、子どもから大人までが、緑の大切さを楽しみながら感じてもらえる緑化啓発イベントを開催します。

それに伴い、堺市緑化祭にお越しいただいた方に飲食等を提供していただけるキッチンカーの出店者を募集します。

### 2. 出店場所・配置

大仙公園（大芝生広場 飲食ブースエリア）

※具体的な出店位置については、販売メニュー等を考慮の上、主催者側で決定いたします。

※割り当てられた配置については、主催者側の承諾なしに第三者に譲渡または貸与、もしくは出店者相互間で入れ替えることはできません。



### 3. 日時

令和 6 年 10 月 27 日（日） 10：00～16:00

### 4. 募集内容

キッチンカー 20 台程度

### 5. 申込み方法

出店参加申込書に必要事項を記入のうえ、営業許可証のコピーを必ず添付して、下記期日までに提出（郵送、電子メール、FAX、持参）ください。

申込み締め切り日は 9 月 13 日（金）（郵送、メール、FAX、持参）必着です。

※「緑化祭キッチンカー申込み」と分かるよう表記してください。

## 6. 出店可否通知

申込み締切日以降、当協会より電話、メール、FAX 等で出店可否のご連絡をいたします。

※通知日の目安は9月20日頃です。

※目安日を1週間過ぎても連絡がない場合は、お手数ですが一度、当協会にお問い合わせください。

## 7. 出店料等について

出店位置にかかわらず 1台あたり ¥5,000円を前日までに徴収 します

※原則、出店決定後のキャンセルはできません。

※出店許可の連絡後に、出展者都合でのキャンセル・未出店の場合は出店料をお支払いいただきます。支払いに係る手数料は出店者負担となります。

## 8. 搬入・搬出について

搬入・搬出については、出店者でお願いします。時間等詳細は出店決定後、後日案内します。

## 9. 販売可能物品

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物。

※法律で販売が禁止されている商品及び事務局で不適切であると判断した商品は販売することができません。

※キッチンカーの出店者様は保健所発行の営業許可証のコピーを事前に出店参加申込書に添付して提出してください。

## 10. 出店者の資格要件

- ① 堺市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可書を有する者
- ② 生産物賠償責任保険（PL 保険）等に加入している者
- ③ 公園内で調理販売する場合は、営業許可書の営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業である者
- ④ 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- ⑤ イベントの目的に賛同していただける者

## 11. 出店者の制限（次のいずれかに該当する者は出店できません）

- ① 成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年者
- ② 破産者であって復権していない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続きの申し立てがなされている者
- ③ 国税、地方税を滞納している者
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員等（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当する者または、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有している者

- ⑤ 園内で政治的活動、宗教活動を行うおそれがある者
- ⑥ 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- ⑦ その他、主催者が出店するに相応しくないと判断した者

12. その他、備考

- ① 必要な機材、設備は全て出店者にてご用意ください。
- ② 販売において出たゴミ、排水は各自で持ち帰り処分してください。
- ③ 火気を使用する場合は、消防法に基づき消火器をご用意ください。
- ④ 拡声器やスピーカー等の販売行為は行わないでください。
- ⑤ 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任で対応を行ってください。
- ⑥ キッチンカーの破損・故障等については、主催者は責任を負いません。
- ⑦ 営業終了後は、設置前と同じ状況に原状回復してください。
- ⑧ 主催者から指示がある場合はそれに従ってください。

13. 開催中止基準

- ①前日夕方 16 時の時点で、気象庁の天気予報が午前 6 時から午後 12 時までの間、降水確率が 70%以上の予報の時。
- ②当日午前 7 時時点で、大阪府泉州地域に気象警報（大雨・暴風）発令時。
- ③大阪府内で震度 4 以上の地震発生時等。

※上記をもとに、主催者が判断し、開催中止となる場合は、各出店者に連絡します。

問合せ先：公益財団法人 堺市公園協会

所在：堺市堺区東上野芝町 1 丁 4 番 3

（花と緑の交流館 2 階）

担当：半田・岡田

TEL：072-245-0070 FAX：072-245-0069

メール：park-a.sakai@sirius.ocn.ne.jp